

倫理綱領及び行動規範

はじめに

八王子平和の家では、利用者が暮らしていく中で、利用者の人権が尊重され、かつ守られているとは必ずしもいえなかった。しかし人権侵害の話し合いがなされていくにしたがい、改めて“人権”について深く考えると共に反省させられた。これをきっかけに、倫理綱領及び行動規範を作成するに至った。

私たち八王子平和の家のスタッフは、利用者のたった一度しかない人生を託されている。このことを私たちは深く受け止め、利用者の人権をまもり、よりよい暮らしを提供し、支援していくことを目的としていく。

基本理念

1. 利用者的人格、生活史そして要求を尊重し、施設利用によって本人の尊厳や利益が損なわれないよう、相手の立場をよく理解すること。
2. 利用者には、社会生活上の知識や文化的な刺激を受けられるよう積極的な生活の支援を怠らないこと。
3. 利用者的人格や行動を情緒豊かに受け止め、共感し、共に向上できるスタッフであること。

倫理綱領

第1条

私たちスタッフは、利用者に対していかなる理由があっても権威的にならず、暴力、暴言は絶対に行わない。

第2条

私たちスタッフは、利用者個性を理解し、利用者自らが選択、決定したことを尊重し、常に対等な立場で誠実に対応しなければならない。

第3条

私たちスタッフは、利用者障害の状態、行動、性格、性別、年齢その他いかなる理由によっても差別してはならない。

第4条

私たちスタッフは、利用者が地域のなかで市民として生活していくために、常に地域の理解と協力を得られるように努めなければならない。

第5条

私たちスタッフは、利用者のプライバシーの保護、秘密保持、財産管理、及び私的空間と時間の確保に配慮しなければならない。

第6条

私たちスタッフは、常に利用者の声をよく聞き、悩んでいるとき、あるいは利用者から支援を求められたときは、適切に解決するよう努力しなければならない。

第7条

私たちスタッフは、利用者への励ましと賞賛を忘れず、一人ひとりが安心して誇りをもって暮らせる生活を、利用者とともに作りあげていかななければならない。

第8条

私たちスタッフは、支援者としての必要な専門性を高めるために常に努力しなければならない。

スタッフとしての行動規範

利用者の人格および尊厳を尊重して接することを基本とし、スタッフは利用者の「支援者」としての役割を自覚する。また、利用者を受容し、彼らが暮らしていく上で問題があれば、問題の所在を深く理解し、利用者にとってよりよい解決にあたる。

I. 基本的心がまえ

1. 利用者の尊厳

- ①利用者の話をよく聞き、真剣に対応する。
- ②日常生活において利用者ができることまで手をだしたりしない。
- ③部屋の移動などできる限り希望を取り入れる。
- ④落ち着いた環境での食事を提供する。
- ⑤利用者がいないときはドアを閉めておく。
- ⑥利用者の部屋にはどかどか入らない。
- ⑦断りなしに部屋に入ったり、勝手にタンスを開けない（本人に説明する）。
- ⑧居室に見学者などを案内しない。もしするならば同意を得る。
- ⑨スタッフ同士で利用者についての話をするときは利用者のプライバシーに配慮する。
- ⑩これからの利用者のライフスタイルについて考え、話し合っていく。
- ⑪利用者の名前をむやみに大きな声で呼ばない。
- ⑫服装、寝具、冷暖房器具等は気候の変化や本人の体調に合わせて調節する。

2. スタッフの姿勢

- ①利用者をはじめ、すべての人に気持ちをこめて挨拶をする。
- ②利用者のできることを大切にす。利用者が持つ力を信じて支えるとともに、発揮しやすい環境を整える。
- ③利用者に対して、決めつけていないか、常に意識する。
- ④言い訳をしない（状況の説明をし、本人の理解を求めていく）。
- ⑤スタッフ側に落ち度があるときは謝罪する。
- ⑥職員室から利用者に出てもらおうのに強引にしない（状況の説明をし、本人の理解を求めていく）。
- ⑦スタッフの放送での呼び出しはできるだけ避ける。
- ⑧余暇、休日を利用者が楽しく過ごすために発想、工夫をする。
- ⑨入浴は一度に多くの人を入れず、急がせない。
- ⑩特に夜間は鍵やドアを静かに開け閉めする。鍵の音にも気をつける。
- ⑪忙しい雰囲気を作らないため、施設内では歩くよう心掛ける。
- ⑫居室（または丁目）に入る時は、ノックするか声をかける。
- ⑬スタッフは時間を守る（遅刻も含めて）。
- ⑭交換条件を出さない。

- ⑮利用者が暮らしていくなかで利用者にとってよりよい環境をつくる。
- ⑯作業全体の動きに留意し、楽しく働けるような雰囲気作りを心がける。
- ⑰利用者に対する声掛けと励ましを常に行い、細かい作業の見通しを明確にしながら作業をすすめていく。
- ⑱利用者の能力と適性を考え、常に作業の内容を充実させる。
- ⑲相手を受容し、支えるという心理的な関係を保持する。

3. 社会性

- ①服装は本人の好みやT・P・Oを大切にし、整容などの身だしなみにも気を配る。
- ②スタッフ、利用者ともに季節感のある服装をする。
- ③スタッフは、時や場所、相手に合わせたコミュニケーション方法を利用者に提案する。また周囲の理解を得られるよう努める。
- ④利用者の暮らしの場や作業の場を施設のなかだけにとどめない。

II. 知る, 選ぶ, 決める権利

- ①利用者の暮らしの中で安心や楽しみを大切にし、一緒に考えて作っていく。
- ②日中も本人なりに過ごせるように、内容、時間など選択の幅を広げる。
- ③日課や予定の変更は必ず伝える。
- ④食事の内容を利用者に相談なしに一方的に決めない。
- ⑤作業はあくまでも利用者による作業であるので、スタッフ主体とならない。
- ⑥委員会などスタッフだけで構成するのではなく利用者も踏まえて意見を反映させていく。
- ⑦整理整頓する場合は、利用者と相談し、了解を求める。
- ⑧社会情勢や世の中で起こっていることを伝える。
- ⑨職員会議などで話し合ったことを皆に伝える。
- ⑩利用者の自治活動を支援していく。
- ⑪一泊旅行や外出などの計画・実施においては、利用者の考えを聞き取り、気持ちをくみ取る。
- ⑫職員会議などで一方的に行事を決めない。

III. 利用者の権利を守るために

1. 心を大切に（心理面への配慮）

- ①利用者に対してすぐに否定的なことを言わない。
- ②命令的な口調で行動させない。
- ③利用者と話をするとき手を腰にあてたり腕を組んだりして話をしない。
- ④利用者を注意するとき必要以上に大きな声を出したりしない。
- ⑤利用者に対して決め付け的な声掛けはしない。
- ⑥同じ目線で話をする。
- ⑦利用者に対して「いい?」「わかった?!」と無理やり納得させない。

- ⑧夜に起き出してきた利用者に対して、ブツブツ注意しながら、とりあえず寝かせるようなことはしない。
- ⑨利用者を励ましたりするときなど適切な言葉を用いる。
- ⑩利用者の能力と適性を考え、常に作業の内容を充実させる。
- ⑪利用者に安心感を持たれるような態度を保持する。
- ⑫スタッフの対応により状況が改善されない場合、もしくは悪化するような場面では、雰囲気を変えて関係改善を図るか、他のスタッフと対応を変える。

2. 体を大切に（身体への配慮）

- ①入浴時お湯をかけたりするときなどは声を掛ける。
- ②入浴後は、汗がひいたのを確認してから服を着てもらおうようにするなど、細やかな配慮をする。
- ③食事の最中に薬をおしこまない。
- ④食事の声掛けをせずに食事を口の中に運ばない。
- ⑤食事を要求していないときに無理に食事を口の中に入れない。
- ⑥休日などの朝に、まだ寝ている人を無理やり起こさない。
- ⑦常に利用者の衛生面に気をつけ、清潔に保つ。
- ⑧スタッフの都合で急がせたり、早く歩いてほしい時、背中を押ししたりしない。
- ⑨利用者の動きを止めたり、逆に行動してもらうのに、服をひっぱったりしない。
- ⑩介助などのためにやむをえず利用者の行動を束縛するのは最低限の時間にする。
- ⑪利用者の安全と健康に十分配慮する。
- ⑫体に触るときはむやみにしない。

3. プライバシーを大切に（性的な面への配慮）

- ①利用者が着替えるときは、扉やカーテンを閉めるなどの配慮をする。
- ②身体の状態（排泄など）はプライバシーに配慮して引き継ぐ。
- ③利用者の衣類（特に下着など）は他の人から見えないように配慮する。
- ④利用者の排泄や入浴など身体介助の際には、利用者の羞恥心に配慮する。

4. お金や物を大切に（お金や物への配慮）

- ①利用者の物は全て大切に扱う。衣類や持ち物などを処分する際は、利用者に説明をし、同意を得る。
- ②利用者のお金を代理で使うときには本人と相談し、必要に応じて使用する。

5. かかわりを大切に（ネグレクト防止について）

- ①「後で」という言葉のみに済ませない。
- ②利用者に呼ばれたら必ず返事をする。
- ③各丁目や食堂などで支援スタッフ同士だけで話をする時間を多くもたない。